

地方(県・市町)単独 (こども医療・重度心身障がい医療・ひとり親家庭等) 医療費助成事業一覧

令和2年4月1日

1. 県単事業

種類	公費番号	範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)	
60	こども医療費助成事業	6009****	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	未就学児(6歳に達する以後の最初の3月31日まで)	H18.10月～ H22.4月～食事療養費を対象外 H27.4月～対象年齢を3歳から未就学児に拡大

2. 市町単独事業

種類	市町名	公費番号	範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)	
こども医療費助成事業	1	宇都宮市	80090012	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H20.10月～ H24.10月～対象医療機関等を市内から県内
		宇都宮市	80091010	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	12歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H28.4月～受給者範囲12歳から15歳
		足利市	80090020				H25.4月～H27.3月 (廃止)
	2	足利市	80091028	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H31.4月～
	3	栃木市	80090038	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25.4月～ H26.10月～受給者範囲を12歳から15歳に拡大
	4	佐野市	80090046	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25.4月～ R.2.4月～対象医療機関等を市内から県内
		鹿沼市	80090053				H26.4月～H27.3月 (廃止)
	5	鹿沼市	80091051	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H28.4月～
	6	小山市	80090087	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25.4月～ R.1.10月～受給者範囲を12歳から15歳に拡大、 対象医療機関等を市内から県内
	7	真岡市	80090095	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	小学校就学時から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H27.4月～
		真岡市	80091093	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	12歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H29.4月～
		大田原市	80090103				H26.4月～H27.3月 (廃止)
		那須塩原市	80090137				H22.4月～H27.3月 (廃止)
	8	那須塩原市	80091135	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H31.4月～
	9	さくら市	80090145	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	小学校就学時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H28.4月～
	10	那須烏山市	80090152	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H27.4月～
		下野市	80090160				H26.7月～H27.3月 (廃止)
	11	下野市	80091168	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H27.7月～ H31.4月～受給者範囲を15歳から18歳
	12	日光市	80090178	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H24.4月～ H25.4月～対象機関等を市内から県内 H26.4月～受給者範囲を15歳から18歳
	13	上三川町	80090517	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H27.4月～
	14	益子町	80090616	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H30.10月～
	15	茂木町	80090624	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	小学校就学時から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H31.4月～
		茂木町	80091622	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	12歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H31.4月～
	市貝町	80090632				H25.11月～H27.3月 (廃止)	
16	市貝町	80091630	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H28.7月～	
17	芳賀町	80090640	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H24.10月～ H31.4月～対象機関等を町内から県内全域	
18	壬生町	80090657	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H27.4月～	
19	野木町	80090681	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H25.4月～ H26.4月～対象医療機関等に獨協を追加 H27.4月～対象医療機関等を以下の地区から県内に拡大 医科：小山地区医師会管内・獨協 歯科：小山地区歯科医師会管内・獨協 調剤：小山地区薬剤師会管内 訪看：小山地区管内 H28.4～受給者範囲を12歳から15歳	
20	塩谷町	80090749	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H28.4月～	
21	高根沢町	80090764	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	小学校就学時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H30.4月～	
22	那須町	80090806	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H26.4月～ H28.4月～対象医療機関等を市内から県内	
23	那珂川町	80090889	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	小学校就学時から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H27.4月～	

種類	市町名	公費番号	範囲	対象医療機関等	受給者範囲	実施時期 (診療年月)
81 重度心身障がい者 医療費助成事業	1 宇都宮市	81090011	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	年齢問わず身体障害手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、身体障害者手帳3・4級かつ療育手帳B1	H24.10月～
	2 栃木市	81090037	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	年齢問わず身体障害手帳1・2級、療育手帳A1・A2、知的障害の程度が50以下で身体障害者手帳3・4級	H29・4月～
	3 日光市	81090177	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	栃木県内全域	・12歳になって最初の4月1日から 身体障害手帳1級又は2級 療育手帳A1(最重度)・A2(重度) 身体障害者手帳3級～4級 かつ 療育手帳B1(中度)	H25.4月～ R2.4月～受給資格を18歳から12歳へ引き下げ
	4 芳賀町	81090649	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	芳賀町内医療機関等	3歳以上15歳に達する日以降の最初の3月31日までで、身体障害の程度が1・2級、知的障害の程度が知能指数35以下、知的障害の程度が50以下で3～4級の身体障害	H24.10月～H31.3月(廃止)
82 ひとり親家庭医療費 助成事業	1 茂木町	82090622	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費を含む)	栃木県内全域	親は、子が15歳に達する日以降の最初の3月31日まで現物給付、子については15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	H31.4月～
	2 芳賀町	82090648	医科・歯科・調剤・訪看 (食事療養費は含まない)	芳賀町内医療機関等	3歳以上15歳に達する日以降の最初の3月31日までで、母子家庭及び父子家庭の児童でかつ児童を扶養するものが児童扶養手当法に定める所得制限限度額を超えないもの	H24.10月～H31.3月(廃止)
- 食事療養費助成事業	1 真岡市・さくら市・那須烏山市・茂木町・市貝町・高根沢町		医科・歯科の食事療養費 *1参照	栃木県内全域	6歳未満未就学時(県単独事業対象者)	H25.4月～ H27.4月～対象年齢を3歳から未就学児に拡大

*1.上記表中、種類の「食事療養費助成事業」とは、県単独医療助成事業(こども医療助成事業)対象外となっている食事療養費を地方単独医療助成事業で対応するものとする。
この場合、地方単独医療助成事業としての公費番号は保持せず、県単独医療助成事業(60)で区別する。

地方単独事業(医療費助成事業)に係る優先順位

市町名	優先順位	備考
宇都宮市・栃木市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)→重度心身障がい者医療	
日光市	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)→重度心身障がい者医療	※中学生(12歳になった最初の4月1日から) 公費負担医療→重度心身障がい者医療→こども医療(地単)
茂木町	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)→ひとり親	
その他市町	公費負担医療→こども医療(県単)→こども医療(地単)	足利市・佐野市・鹿沼市・小山市・真岡市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町